

## 【13】学校いじめ防止基本方針と命の教育

### ①いじめ防止基本方針

#### 1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校をめざす教育が根底から覆されることとなります。

本校では教育目標として、「つながる・わかる・うつくしく」を掲げています。いじめ防止に向けて、学校として「言葉（会話）」により、子どもや保護者と「つながる」こと、生徒が参加できる授業づくりをとおして、生徒たちが様々な事柄を「わかる」こと、生徒会中心に校内美化に取り組むことでこころを「うつくしく」育てることを基本方針で臨みます。

#### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

#### 3. いじめ防止のための組織

##### (1) 名称

「いじめ対策・子ども支援委員会」

##### (2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

##### (3) 構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、  
スクールカウンセラー

※必要に応じて外部専門家（SCSV、SSW、学校医等）をメンバーに加えます。

#### (4) 役割

##### 【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。

##### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談、通報を受け付ける窓口となります。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
- ・緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行います。
- ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

##### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・取組の実施や年間計画の作成・実行、検証、修正を行います。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画、実施します。
- ・学校いじめ防止基本方針について点検、見直しを行います。

#### 4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にできる感性や意欲・態度を育てる道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確認することができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- いじめの相談窓口の開設と生徒、保護者への周知の徹底
- いじめ対策・子ども支援委員会を定期的実施し、課題のある生徒のモニタリングを行う
- 教職員の人権意識を育む教職員研修の実施
- 生徒の自尊感情を育むための道徳・人権教育の充実
- 生徒の基礎的、汎用的能力を育てるためのキャリア教育の充実
- 門真市開発的生徒指導の推進。生徒間のつながりを深めるため、生徒のコミュニケーション能力向上を図る取り組みの実施

## 5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- いじめの相談窓口の開設に伴い、いじめ対策・子ども支援委員会との情報交換の充実を図る
- 年3回のいじめアンケートを実施する

## 6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて、的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることとなります。

そのため、本校では以下のような取組を進めます。

- いじめ対策・子ども支援委員会を設置し、いじめが発覚したときにはこれを緊急に開催し、対応を検討する。
- いじめ事象が深刻な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を支援人材として招き、共に対応を検討する。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、迅速な対応をする。書き込み等は直ちに削除する対応をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、プロバイダーに対して削除を求める等の措置を講ずる。

### 【いじめ問題の解決について】

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7. 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

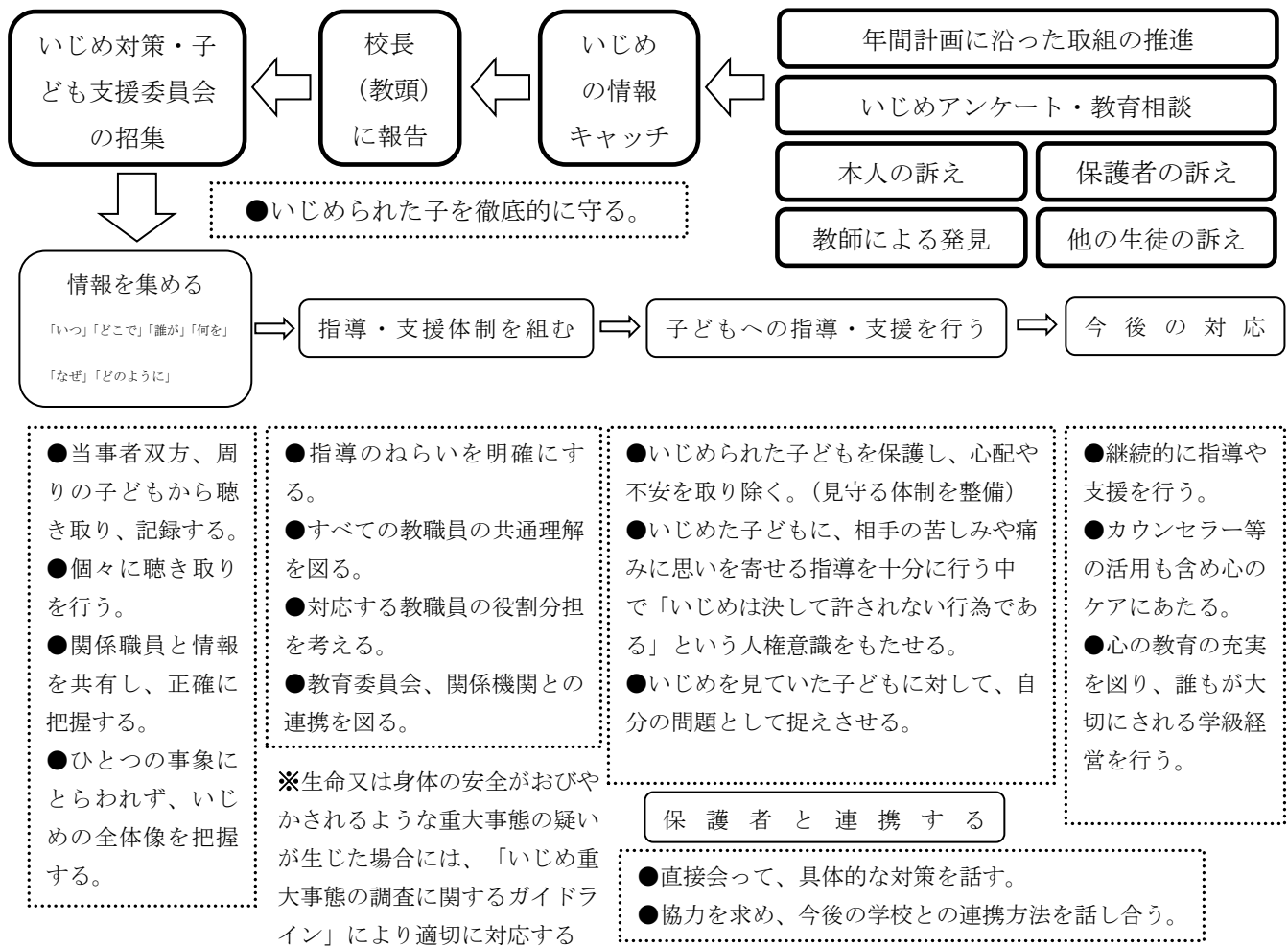
	1年	2年	3年	全体
4月	学年集会 学級開きアイスブレイク <sup>開</sup> 生指道徳①② <sup>開</sup>	学年集会 学級開きアイスブレイク <sup>開</sup> 生指道徳①② <sup>開</sup>	学年集会 学級開きアイスブレイク <sup>開</sup> 生徒指導①② <sup>開</sup>	いじめ対策・子ども支援委員会 (通年)
5月	宿泊行事の取組	校外学習の取組		いじめアンケート
6月	体育祭の取組	体育祭の取組	体育祭の取組	生徒総会 校内研修
7月	三者懇談	三者懇談	三者懇談	
8月	学年集会 生指道徳③④ <sup>開</sup>	学年集会 生指道徳③④ <sup>開</sup>	学年集会 生指道徳③④ <sup>開</sup>	生徒会主催行事
9月			修学旅行の取組	
10月	文化祭の取組	文化祭の取組	文化祭の取組	いじめアンケート② 校内研修
11月	広告作りの取組 <sup>キ</sup>	多文化共生教育 <sup>人</sup>	キャリアプランニング <sup>キ</sup>	生徒集会 生徒会主催行事②
12月	三者懇談	三者懇談	三者懇談	生徒会主催行事③
1月	学年集会 教育相談 生指道徳⑤⑥ <sup>開</sup>	学年集会 教育相談 生指道徳⑤⑥ <sup>開</sup> 職業体験の取組 <sup>キ</sup>	学年集会 教育相談	生徒集会 いじめアンケート③
2月	多文化共生教育 <sup>人</sup>			校内研修
3月	学年集会 学年アイスブレイク <sup>開</sup>	学年集会 学年アイスブレイク <sup>開</sup>	学年集会	いじめ対策・子ども支援委員会 (学校いじめ防止基本方針の見直し)

<sup>開</sup>：開発的生徒指導に関する取組。生徒間のつながりを深めるため、生徒のコミュニケーション能力向上を図る

<sup>キ</sup>：キャリア教育に関する取組

<sup>人</sup>：人権教育に関する取組

## 8. いじめ対応マニュアル



## 9. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)により適切に対応し、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ対策・子ども支援委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。